

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年二月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 伊勢崎深谷線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>深谷市内ヶ島字田久保五五九番地 先から 同市内ヶ島字東廓七八〇番二地先 まで</p>	<p>同市高畑字中井七二七番一地先 まで</p>	<p>深谷市起会字唐言一五〇番地先 から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・〇〇〃 七・〇〇〇</p>	<p>八・八〇〃 一〇・一〇〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六五・〇〇</p>	<p>八〇・二〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>橋梁(尾俣橋)架け換えに伴う 仮橋の設置である</p>			<p>備 考</p>